原村原油価格高騰に対する緊急対策施設栽培経営支援補助金交付要綱

令和４年２月28日

告示第３号

(趣旨)

第1条　この要綱は、原油価格の高騰による農業用燃油代の価格上昇が施設園芸の経営に深刻な影響を及ぼしていることに対し、原油価格高騰に対する緊急対策施設栽培経営支援補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、原村補助金等交付規則(平成26年原村規則第3号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条　この補助金の対象者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者（以下「補助対象者」という。）で、村税等を滞納していない者とする。

(1)　村内に住所を有し、農業経営を行う個人及び農業法人

(2)　村内に固定された加温設備のあるハウス等の農業施設で、令和３年10月１日から令和４年３月31日の間、燃油を使用して農産物の栽培及び出荷を行っている者

 (補助金額等)

第3条　補助金の交付額は、一者につき、10万円とする。

2　補助金の交付は、一者につき1回に限るものとする。

(交付の申請)

第4条　補助金の交付を受けようとする者は、原油価格高騰に対する緊急対策施設栽培経営支援補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

(1)　固定された加温設備等の写真

(2)　燃料の使用実績を証する書類の写し

(3)　その他村長が必要と認める書類

2　前項の規定による申請の期限は、令和４年４月28日までとする。

(交付の決定)

第5条　村長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査して補助金の交付の可否を決定し、交付するものと決定したときは原油価格高騰に対する緊急対策施設栽培経営支援補助金交付決定兼確定通知書(様式第2号)により、交付しないものと決定した場合は原油価格高騰に対する緊急対策施設栽培経営支援補助金不交付決定通知書(様式第3号)により当該申請をした者に通知するものとする。

2　村長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、補助対象者が指定する金融機関の口座に補助金を振り込むものとする。

(交付決定の取消し等)

第6条　村長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金を取り消すことができる。

(1)　偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2)　その他この要綱に違反したとき。

(補助金の返還)

第7条　村長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金の交付を受けた者に対し、既に交付した補助金の返還を求めることができる。

(補則)

第8条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附　則

(施行期日)

1　この告示は、告示の日から施行する。

(この告示の失効)

2　この告示は、令和５年３月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に支給の決定を受けた者における第6条及び第7条の規定の適用については、同日後においても、なお従前の例による。

様式第１号（第４条関係）

原油価格高騰に対する緊急対策施設栽培経営支援補助金

交付申請書兼請求書

年　　月　　日

（あて先）原村長

（申請者）住所

氏名

（法人の場合は、法人名及び代表者名）

原油価格高騰に対する緊急対策施設栽培経営支援補助金の交付について、下記のとおり申請、請求します。

記

１　事業内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 加温設備を有する農業用施設 | 所在地番 |  |
| 栽培品目 |  |
| 栽培期間 |  |

２　交付額　　　　１００,０００円

３　補助金の振込先（申請者名義のもの）

|  |  |
| --- | --- |
| 金融機関名 |  |
| 支店名 |  |
| 口座種別(普・当) |  |
| 口座名義 | (ﾌﾘｶﾞﾅ) |
|  |
| 口座番号 |  |
| 電話番号 |  |